



区北2西7)。
 【詳細】札幌地方協力本部
 (631) 5472、HP

△住民税減額の申告をお忘れなく▽

平成18年は所得税が課税され、19年に所得が減って所得税が課されなくなった方を対象に、税源移譲により増額となった19年度分住民税額が減額される経過措置が実施されます。対象となる方は、7月1日(火)31日(木)に、19年1月1日の居住区の区役所課税課へ申告してください。
 △家屋を取り壊した方へ▽

7月31日(木)は
 固定資産税・都市
 計画税(第2期分)
 の納期限です

市・道民税
 (第1期分:6月30日納期限)
 の納付は
 お済みでしょうか
 市税の納付は安心・確実な
 口座振替をご利用ください

今年中に取り壊した家屋は、来年度から固定資産税が掛かりません。該当する方は、ご連絡をお願いします。

【詳細】区役所(1階)の課税課

■市税条例が改正されました
 ③は本年度から、そのほかは来年度以降適用されます。

△個人市民税▽

①寄付金控除の控除方式を所得控除から税額控除に変更し、控除の対象を「寄付金額10万円」から「寄付金額15千円」に拡大します。また、地方公共団体に寄付する場合は、5千円を超える部分について、所得割額のおおむね1割を限度として、所得税と合わせて全額を控除します。詳しくは区役所課税課で配布中のチラシなどをご覧ください。
 ②上場株式などの譲渡益・配当に係る軽減税率(住民税3%)を今年末をもって廃止します(廃止後は5%)。ただし、平成21年、22年については、

500万円以下の譲渡益および100万円以下の配当について、現行の軽減税率とする経過措置があります。また、上場株式などの譲渡損失と配当との間の損益を通算する仕組みを導入します。

③住宅ローン控除申告書の提出期限について、やむを得ない理由がある場合は、期限後の申告ができます。

④個人住民税を公的年金から特別徴収(天引き)します。実施は来年10月支給分からです。

△固定資産税▽

⑤今年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅除く)で、20年4月1日(22年3月31日)に30万円以上の一定の省エネ改修工事を行い、それにより省エネ基準に適合することとなった場合、翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して資産のある区へ申告する必要があります。

⑥新築住宅や新築中高層耐火建築物などの減額措置の対象を、「20年3月31日までに建築した住宅」から、「22年3月31日までに建築した住宅」に変更します。

【詳細】税制課(21)2282

△市税の夜間納税相談窓口を開設▽

本年度から毎週木曜に、区役所で夜間相談窓口を午後8時まで開設しています。ぜひご利用ください。なお、この日以外でも、夜間・休日に相談を行う区役所もありますので、お問い合わせください。
 【詳細】区役所(1階)の納税課



子どもワンダーランドの実施団体を追加募集
 市内の外国人と地域の小中

学生が交流する事業を企画・実施する団体を募集。7万円以内で助成金を交付します。
 ④7月10日(木)から子ども権利推進課(中央区南1東1大通バスセンタービル1号館)で配布する申込書を7月31日(木)(必着)までに持参、送付。選考あり。
 【詳細】子どもの権利推進課(21)2942、HP

建築物環境配慮制度説明会

△大規模建築物の省エネや緑化など環境に対する取り組みを点数化した制度を説明。
 ④8月12日(火)午後2時~4時

所定市役所12階会議室。90人。

④FAX、E、直接。上欄必要事項を記入し、7月11日(金)から市役所12階環境マネジメント担当(FAX(218)5108、Ekan.sushin@city.sapporo.jp)へ。(先着)

【詳細】環境マネジメント担当(21)2879、HP

環境マネジメント担当

広告

